

令和 9 年度 税制改正要望概要

令和 8 年 8 月
復興 庁

令和9年度復興庁税制改正要望項目

令和8年8月

復興庁

(※ ☐の省庁が主管省庁)

1. 復興庁主管関係

(1) 被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置の縮減・延長

＜復興庁・国土交通省 共同要望＞

【地方税】固定資産税・都市計画税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）については、市町村長が認める場合、当該土地を住宅用地とみなして住宅用地の特例を適用する特例措置について、被災住宅用地の所在地を福島県内に限定した上で、適用期限を令和11年度まで3年間延長する。ただし、福島県以外においては従前の取扱いが継続されるよう2年間の経過措置を設ける。

2. 復興庁共管関係

(1) 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例の延長

＜農林水産省・復興庁 共同要望＞

【地方税】不動産取得税

農業者が農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき農用地区域内にある土地を取得した場合、不動産取得税の課税標準（取得した土地の価格）の3分の1相当額を控除する特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで2年間延長する。

※福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画による取得を含む。

(2) 被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る所要の措置

＜国土交通省・復興庁・環境省 共同要望＞

【国税】贈与税

住宅取得環境が悪化する中、高齢者からの資産の早期移転によって、住宅取得に係る負担を軽減し、住宅需要を喚起・創出するとともに、良質な住宅ストックの形成を図ることに加え、被災者に対する住宅再取得等の支援のため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。